第五条第二十一号トを次のように改める。

ト　ペイロードを三〇〇キログラムメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）次のいずれかに該当するもの

1　固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

2　析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

（二）次のいずれかに該当するもの

1　厚さが五ミリメートル以下の板又は管

2　厚さが五〇ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十三号）の施行の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第八十号

中川博迪が、平成二十四年十月三十一日付でアイリオ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により中川博迪の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

○総務省告示第四百二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十六日

総務大臣　樽床　伸二

一　名　　称　平成二十四年度米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十四年十一月二十八日から平成二十四年十二月十九日まで

三　派遣人数（概数）　二十五人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州及びアリゾナ州

○法務省告示第四百八十六号

高知市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十二月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高知市役所又は高知地方法務局に照会すること。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

高知県吾川郡春野村秋山無番地　　山本　芳雄

○法務省告示第四百八十七号

長野県松本市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

長野県松本市大字島立三千九百六十五番地ノ一　　山口久四郎

○法務省告示第四百八十八号

大阪府八尾市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十二月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、八尾市役所又は大阪法務局東大阪支局に照会すること。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

大阪府中河内郡西郡村第二十番屋敷　松下廣三郎

○法務省告示第四百八十九号

北海道檜山郡上ノ国町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

北海道檜山郡上ノ国村字小砂子百三十四番地　　若狭　石蔵

○法務省告示第四百九十号

秋田県大仙市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十二月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大仙市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

秋田県仙北郡南外村字小春木澤二十六番地　　冨樫　利一

○法務省告示第四百九十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十一月二十六日

法務大臣　滝　　実

住所　千葉市若葉区千城台西３丁目11番１―206号　アルメンドラ・ミツコ・カメコウ・ゲラ　平成３年６月29日生

住所　石川県金沢市土清水２丁目335番地　李真由美　昭和57年７月12日生

住所　大分市季の坂２丁目５番９号　金文祚　昭和40年12月６日生

住所　朴智大　平成９年５月19日生

住所　三重県津市大谷町297番地　セシリア・ミチヨ・カワツラ　昭和36年５月６日生

住所　三重県伊賀市荒木2079番地83　陳柔仰　昭和57年２月８日生

住所　東京都江東区豊洲３丁目４番１―1803号　李元霞　昭和55年３月11日生

住所　愛知県知多市八幡字東水代９番地13　謝琳　昭和47年７月15日生

住所　福島県南相馬市原町区萱浜字南才ノ上45番地１　陳偉弘　平成11年３月15日生

住所　東京都世田谷区駒沢４丁目19番10号　アシュラフ・エル・ファデリ　昭和56年10月８日生

住所　埼玉県戸田市下前１丁目11番20―1032号　黄艷艷　昭和58年３月20日生

住所　滋賀県草津市野路６丁目17番７―203号　鍒玉霞　昭和55年９月２日生

住所　滋賀県草津市南草津１丁目２番地1314　朱学佳　昭和57年８月19日生

住所　奈良県葛城市尺土152番地10　禹裕子　昭和54年12月６日生

住所　大阪市天王寺区南河堀町９番48―1013号　禹陽子　昭和50年２月４日生

住所　広島市安佐南区大町東１丁目９番33―1106号　李相寿　昭和48年５月25日生

住所　神戸市兵庫区水木通６丁目３番17―1105号　崔美幸　昭和54年10月２日生

住所　神戸市長田区神楽町６丁目４番１―210号　黄美生　昭和57年11月26日生

住所　神戸市須磨区大池町５丁目14番25―703号　黄美嫩　昭和60年10月21日生

住所　兵庫県尼崎市潮江１丁目14番１―205号　李仁斗　平成４年２月６日生

住所　兵庫県尼崎市西立花町３丁目３番14号　王貴子　昭和56年10月26日生

住所　岐阜市北一色３丁目６番８―305号　李順希　昭和61年10月２日生